

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

施設名	車両の種類		
	原動機付自転車 及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
臨港道路附 属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき160円。た だし、1回の駐車時間 が2時間を超えるとき は、1回につき420円と する。	(港湾施設利用者) 1時間につき310円。た だし、1回の駐車時間 が2時間を超えるとき は、1回につき840円と する。	(港湾施設利用者) 1時間につき630円。た だし、1回の駐車時間 が2時間を超えるとき は、1回につき1,680円 とする。
	(その他の者) 1時間につき160円。た だし、1回の駐車時間 が4時間を超えるとき は、1回につき800円と する。	(その他の者) 1時間につき310円。た だし、1回の駐車時間 が4時間を超えるとき は、1回につき1,550円 とする。	(その他の者) 1時間につき630円。た だし、1回の駐車時間 が4時間を超えるとき は、1回につき3,150円 とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
 3 港湾施設利用者とは、条例第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（条例第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 会議室利用料金

施設名	区分	利用料金（1時間あたり）	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
港湾管理 事務所	会議室A	340円	370円
	会議室B	420円	460円
	多目的室A	700円	790円
	多目的室B	750円	840円

備考 2階会議室、3階多目的室は、それぞれ2部屋を合わせて利用可能。

3 会議室設備利用料金

施設名	種別	設備	単位	利用料金
港湾管理事務所	会議室音響セット	3階多目的室Aに設置	1回	1,460円

- 備考 1 1回とは、継続する4時間以内の利用をいう。
 2 利用時間が継続して4時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用1時間につき、1回の利用料金の額に4分の1を乗じて得た額とする。

この場合において、その超える利用時間が1時間に満たない場合又はこれに1時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を1時間として計算する。

4 シャワー室利用料金

施設名	種別	単位	利用料金
港湾管理事務所	シャワー設備	1回	110円

5 船具ロッカー利用料金

施設名	種別	利用料金	
港湾管理事務所	大型	1箇年につき	13,310円
		1日につき	420円
	小型	1箇年につき	6,660円
		1日につき	210円

備考 通年・1日のロッカー数の配分は、指定管理者が変更することができる。

6 舟艇上下架装置利用料金

施設名	設備	利用料金
固定式荷役機械	2機	1回につき 630円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。